

掛川市中学校区学園化検討委員会報告

平成 22 年 2 月 22 日

掛川市中学校区学園化検討委員会

掛川市中学校区学園化検討委員会報告

1 中学校区学園化とは

園・学校には、自分の良さを発揮して伸び伸びと成長しようとする子どもたちと、子ども一人ひとりの成長の芽を敏感にとらえ、その輝きを引き出そうとする教師がいます。地域には、温かな目で子どもを見守る多くの保護者と、様々な側面から地域の園・学校を大切にし、支援してくれるたくさんの地域住民がいます。こうした人々と共に、園・学校が核となった地域ぐるみの教育のしくみを構築することが子どもの教育に大切なものと考えています。

しかし、市内の園・学校では、新たな園・学校へ進む際に環境になじまず、戸惑いや負担を感じながら学習や園・学校生活への意欲や向上心が減少してしまう不登校や不適応などの様子が見られる子どももいます。また、家庭や地域においては、核家族化や近所づきあいの希薄化等により、かつて日本の暮らしのどこにでもあった人と人とを結ぶ温かい人間関係は失われつつあり、地域の教育力の低下も懸念されています。

こうしたことから、子どもの発達の変化に対応し、これまでの園・学校のそれぞれのしくみや教育活動、指導の良さを生かしながら、園と学校、学校と学校の「なめらかな接続」と「学びの連続性」を大切にすることにより、子どもが「成長」という階段を一段ずつ上がっていけることが必要です。

また、同じ地域で暮らす多様な構成員が、それぞれの役割を担い、自らが汗をかいて地域の一員としての自覚を高め、地域社会を組織的に共に支える活動「協働」を行いながら、地域力を高めていくことが大切です。

以上のように、「中学校区の保育園、幼稚園、幼保園、小学校、中学校が連携を強化し、共に子どもの教育にあたること」と「地域の教育力を園・学校に取り込むことで園・学校教育にさまざまな効果をもたらすこと」が子どもの健やかな成長につながると考えました。そして、このような子どもをとりまく保幼小中と地域の環境づくりを「中学校区学園化」と呼び、本委員会で研究協議した結果をここにまとめましたので報告いたします。

なお、今回改訂された新学習指導要領^{*}にも「家庭や地域社会との連携や園・学校間の連携を深めること」が明記されています。

また、『掛川市生涯学習都市宣言』^{資料}や『人づくり構想かけがわ』^{資料}にまちづくり、人づくりの視点からも記載があります。この「中学校区学園化」は一生涯学び続けていく生涯学習の考えが基盤となっています。

2 中学校区学園化のための具体的手だて

掛川市中学校区学園化検討委員会では中学校区学園化に向けての具体的な手だてを考えました。各中学校区においてはそれぞれの実情に合わせて、よりいっそう校種間の連携を強め、地域と共に子どもを育てることができるよう以下、(1)から(6)に具体的な手だてを示します。

なお、この報告の内容を図に表したものが、別紙資料「中学校区学園化構想」です。合わせてご覧下さい。

(1) 地域文化・学校文化の共通理解

地域固有の文化や園・学校固有の文化により、人々の心は豊かになり、また、人々の心が豊かになることで地域固有の文化や園・学校固有の文化は洗練され深化していきます。こうした相互作用が地域の活力や園・学校の活力を生みだします。この活力が原動力となり地域社会や園・学校をさらに発展させることとなります。

地域の一員である子どもたちが、地域の文化を享受し、継承していく役割を担うことで、心豊かで活力のある市民へと成長することが期待できます。

園・学校は地域文化の良さを理解した上で、自校の教育活動を行うことが効果的であり、また、地域住民にとっても地域の園・学校の文化を理解することがよりよい地域ぐるみの教育を行う上で効果的です。

掛川市のそれぞれの地域や園・学校にそれぞれの地域文化、園・学校文化が存在します。「自分たちの地域、園・学校の誇れる地域文化、園・学校文化は何か」という視点で地域や園・学校を見直し、地域の文化、園・学校の文化を共通理解することが「協働」のためには大切なことです。それぞれの文化を園・学校を含めた地域で共通理解し、子どもに接することで地域に誇りや愛着を持った子どもの育成につなげることが可能になるからです。

園・学校と地域が共通理解したい地域文化、園・学校文化の例をいくつか下記に示します。

〈地域文化〉

ア 地域の主要産業や伝統産業

イ 地域の環境保全

ウ 「報徳」や先人の教え・偉業

- エ 祭典などの地域の伝統行事
- オ 海、川、山などの地域の自然
- カ 地域の様々な職業に携わる人々の技術
- キ 地域にある施設
- ク 地域の歴史や昔話
- ケ 通学合宿^{*}や子ども会、スポーツ少年団

〈園・学校文化〉

- コ 校訓、校風、園・学校の伝統や歴史
- サ スポーツや体験活動、クラブ、部活動
- シ 特色ある学習形態、指導方法、教育課程
- ス 園・学校ボランティア

(2) 中学校区子ども支援協議会(仮称)の設置

各中学校区のそれぞれの組織が一堂に会し、「地域の子どものために何ができるか。」を考える機会が必要になります。そのためには組織が必要になります。その組織を中学校区子ども支援協議会（仮称）と呼びます。

中学校区子ども支援協議会の構成組織の例としては、「保幼小中一貫教育研究会」「園・学校評議員」「学童保育所」「青少年健全育成会」「民生委員児童委員」「報徳社」「PTA」「主任児童委員」「商店主」「区長会」「老人会」「企業主」「青年会議所」「スポーツ少年団」「地域興しの会」「地域生涯学習センター」「公民館」などが考えられますが、各中学校区の実情に合わせて取捨選択する部分やここにあげられた以外の組織を参加させることも可能です。

実際に中学校区子ども支援協議会を立ち上げるためには、各中学校区の実態に応じて、中心となる組織や人物の選定をすることが必要となってきます。下記のコーディネーターをあてることもその方法のひとつです。また、中学校区子ども支援協議会は他の既存の組織の会合と兼ねて

開催することも可能と考えます。

(3) コーディネーターの配置

各中学校区の地域住民には有資格者や様々な仕事、特技を持つ人がいます。現在も地域のボランティアは園・学校に行き活動をしていますが、この地域ボランティアがより有機的に機能し、より効果をあげるために各中学校区にコーディネーターを配置することを望みます。

また、コーディネーターは上記の中学校区子ども支援協議会（仮称）のリーダー的な役割を行うことも期待できます。

(4) 中学校区における園・学校間の学習内容の連携

中学校区においては、その地区に住む子どもの成長を 15 年間という学びの連続性の中でとらえ直す必要があります。保幼小中を通した接続性のあるカリキュラムを作成し、それに基づいて中学校区で教育活動を行っていけば教育の効果が上がり、それが確かな学力の育成につながると考えられます。

また、各中学校区で総合的な学習の時間の地域の特色ある共通テーマを設けることにより、地域の方が学校に入りやすい環境を作ることが大切です。共通テーマは地域文化と密接な関係があるものが求められます。

(5) 連携一貫教育[※]を考慮した研修体制の充実や職員の交流

園、小学校、中学校の教員が、それぞれに互いの授業を見学したり、保育や授業に参加したり、授業を行ったりして、お互いの良さを知り、保育技術や授業技術に学び、指導技術の向上を図ります。

また、その際に子どもの表れを中心に情報交換や指導方法のアドバイスを行うなど、発達段階に応じた指導方法について学び合います。

ア 小学校 5 年生、6 年生の学級担任制から、教科担任制への緩やかな移行

イ 中学校教員による小学校外国語活動の指導

ウ 中学校教員による小学校理科、音楽などの専門的な指導

エ 小中兼務教員の配置

オ 園職員による小学校や中学校の教員とのチームティーチング授業の実施

カ 小学校や中学校教員による園職員とのチームティーチングによる保育の実施

(6) 「家庭教育の手引き」や「家庭学習の手引き」等の作成及び配布

全国学力・学習状況調査の結果から、「家で学校の宿題をしている」と回答している児童生徒の正答率が高いことがわかりました。そこで、家庭学習について中学校区で話し合い、願う家庭教育や家庭学習のあり方を保護者及び地域の方に発信します。保護者にとって参考となる学習時間、家庭学習の内容及び宿題の量や子育ての視点について園・学校が共通認識を持って地域や保護者に提示していきます。それにより、家庭教育や家庭学習について家庭や地域の話題になっていくことも期待できます。

3 おわりに

本報告の内容を実践に移していくにあたり、これから各中学校区ごとに検討すべき問題や、行政がよりよい支援を行うために調整すべきことも山積しています。各中学校区ごとの検討や、各中学校区と行政との連携が充実していくことを願います。

この報告の内容をもとに掛川市内のそれぞれの中学校区で子どもの教育が地域ぐるみで行われ、園・学校の連携がいつそうすすみ、学園化に向けて大きく前進するとともに、市民が生涯にわたって学び続ける環境が整っていくことを願います。

用語解説

■あ行

【一貫教育】

子どもの成長を連続した期間でとらえ、児童生徒の発達段階に応じた一貫性のある学習指導・生活指導等を行うとともに、教職員や児童生徒が連携・交流を深めることにより、園・学校が協働して系統的・継続的に教育活動を行うこと。

■か行

【学習指導要領】

文部科学省が告示する教育課程の基準。

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校と各教科で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めているもの。

【キャリア教育】

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

■ た行

【通学合宿】

異なる学年の子どもが、地域の宿泊可能な施設（公民館、集会所等）で一定期間共同生活を行いながら学校に通う体験学習。食事の準備や掃除などの基本的な生活体験を共同で体験することにより、集団生活への適応力、生活技能などを身に付ける機会となり、自主性・社会性・協調性・我慢する力などを育てる。平成21年度の実績：6校（桜木小学校、土方小学校、佐東小学校、中小学校、大坂小学校、千浜小学校）

■ は行

【文化】

カルチャーの翻訳で「土を耕す」という意味で、「その土地ならではのいい生き方」が文化である。「その土地ならではのいい生き方」とは、①自分で耕すこと②取れたてのものを楽しむこと③その土地の人が幸せに暮らしていることである。

〔故木村尚三郎氏（元静岡文化芸術大学学長・東大名誉教授）による。〕

（資料）

○ 「掛川市生涯学習都市宣言」

Ⅲ 掛川市民と掛川市は

後代への責任を果たすために
環境を守り行財政を計画的に運営し
みんなで、風格ある人間、愛情ある家庭
村格ある地域、
都市格ある掛川市をめざし
海と山と街道と報徳掛川学を
じっくり展開していこう
そしてゆったりした豊かな
生涯学習社会を構築していこう

○ 人づくり構想かけがわ

基本目標 「夢実現に向かう、心豊かで凜（りん）とした市民」の育成

基本方針1 「知性と創造性にすぐれ、豊かな心と健やかな体をそなえた、自己実現を目指す自立した市民」の育成

基本方針2 「豊かな生涯学習社会の実現に向け、人づくり・まちづくりの担い手としてそれぞれの役割を担い、自らが進んで行動し、地域社会をともに支える市民」の育成